

## 別表六（二十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の4第2項若しくは第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和3年改正前の措置法第42条の12の4第3項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載します。
- 3 「同上のうち特定中小企業者等に係る額11」は、措置法第42条の12の4第1項に規定する中小企業者等のうち措置法令第27条の12の4第4項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）に規定する法人以外の法人が措置法第42条の12の4第1項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等の取得価額の合計額を記載します。
- 4 「翌期繰越額26」の各欄の外書には、措置法第42条の13第1項から第4項まで（法人税の額から控除

される特別控除額の特例）（別表六（六）「㉔」から「㉘」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される措置法第42条の13第1項から第4項まで）又は令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の13第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（別表六（六）「㉔」から「㉘」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、令和2年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される令和2年旧措置法第42条の13第1項から第5項まで）の規定の適用を受ける場合に、別表六（六）「8」又は別表六（六）付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、その金額を含めて計算します。